医療法人社団昴会 介護老人保健施設リスタあすなろ

通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション利用料金表(1割負担)

下記の介護サービス費自己負担金額の数字は、サービスごとの1日(回)分の単位数(☆印は1月分)です。1単位の単価は10.17円となります。 特例的な対応として、令和3年9月30日までの間、下記の基本サービス費の単位数に0.1%上乗せされます。 下記のその他の施設利用料金は、利用時にご負担いただく金額です。(単位:円)

内 容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
	366	395	426	455	487	1時間以上2時間未満の利用
	380	436	494	551	608	2時間以上3時間未満の利用
	483	561	638	738	836	3時間以上4時間未満の利用
基本サービス費(通常規模)	549	637	725	838	950	4時間以上5時間未満の利用
	618 733 846 980		980	1,112	5時間以上6時間未満の利用	
	710	844	974	1,129	1,281	6時間以上7時間未満の利用
	757	897	1,039	1,206	1,369	7時間以上8時間未満の利用
延長加算		ŧ	- 枠に記	載		8時間以上の利用の場合(1時間ごとに50単位)
理学療法士等体制強化加算			30			 常勤専従の理学療法士または作業療法士を2名以上配置している場合 対象:(1時間~2時間未満の利用の方)
入浴介助加算(I)			40			適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供した場合
入浴介助加算(Ⅱ)			60			適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供し、医師等が居宅を訪問し利用者さんの動作および浴室環境を評価し、理学療法士または作業療法 41.3%社内は作品、社内に其づも3.3%の時は提供し、場合
77/11 MINH 31 (11)	560 ☆					が入浴計画を作成し、計画に基づき入浴介助を提供した場合 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ			240			を行い利用者さんの居宅を訪問した場合(6月以内) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提
			593			を行い利用者さんの居宅を訪問した場合(6月超) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ			273			を行い利用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提
			830			を行い利用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月超) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ						用者さんの居宅を訪問した場合(6月以内) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い
			510 ⋠ 863 ⋠			用者さんの居宅を訪問した場合(6月超) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ						用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い、
			543 🕏	<i>₹</i>		用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月超)
短期集中個別リハビリテーション実施加算			110			退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを提供した場合
重度療養管理加算			100			要介護3・4・5の利用者さんで、厚生労働大臣が定める状態の方の場合
中重度者ケア体制加算			20			看護職員を1名以上配置し、前年度の利用者さんの総数のうち、要介護度3以上の利用者さんの占める割合が30%以上であった場合
科学的介護推進体制加算	40 ☆					利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
送迎減算	-47					事業所が送迎を行っていない場合(片道につき1回)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18					介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(I)	4.7%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象を
カルスマスス ただられ 日川井(1)			4.7%			至于 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7
介護職員等特定処遇改善加算(I)			4.7% 2.0%			基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外
				^	〉誰	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象が
介護職員等特定処遇改善加算(I)			2.0%	ĵ	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象を 防通所リハビリテーション(月額)
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1			2.0%	ĵ	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象を 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費
介護職員等特定処遇改善加算(I)			2,053 3,999	ĵ	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象を 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1			2.0% 2,053 3,999 -20	ĵ	ì護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象を 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援1の場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超			2.0% 2,053 3,999 -20 -40	ĵ	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援1の場合 要支援2の場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算			2.0% 2,053 3,999 -20 -40 225	ĵ	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援1の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算			2.0% 2,053 3,999 -20 -40 225 120	3	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援1の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算			2.0% 2,053 3,999 -20 -40 225 120 40	ĵ	ì護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算			2.0% 2,053 3,999 -20 -40 225 120	3	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援1の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算			2.0% 2,053 3,999 -20 -40 225 120 40	3	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算			2,053 3,999 -20 -40 225 120 40 72	3	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144	3	↑護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
 介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(I) 介護職員処遇改善加算(I) 			2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7%	3	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象が 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・
 介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(I) 介護職員処遇改善加算(I) 			2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7%	3	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象が 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象
介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(I) 介護職員処遇改善加算(I)			2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7% 2.0%	3	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象が 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象が 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象が
 介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(I) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 朝おやつ代 			2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7% 2.0%	3	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象:
			2.0% 2.053 3,999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7% 2.0%	3	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象:
			2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7% 2.0% 80 600 110 600	3	1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に配載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象: 防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に配載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に配載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に配載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本対して、1200円では、
 介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(I) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 射おやつ代 昼食費 昼おやつ代 夕食費 教養娯楽費 			2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7% 2.0% 80 600 110 600 100		1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象:
		ŧ	2,053 3,999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7% 2.0% 80 600 110 600 100 5枠[こ記		1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象: 防通所リハビリテーション(月客頁) 要支援2の方の基本サービス費 要支援2の場合 要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象・基本サービス費に基準額の対象・基本サービス費に基準額の対象・基本サービス費に再発を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表
 介護職員等特定処遇改善加算(I) 要支援1 要支援2 利用開始日の属する月から12月超 運動器機能向上加算 事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(I) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 射おやつ代 昼食費 昼おやつ代 夕食費 教養娯楽費 		ŧ	2.0% 2.053 3.999 -20 -40 225 120 40 72 144 4.7% 2.0% 80 600 110 600 100		1護予	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象:

通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション利用料金表(2割負担)

下記の介護サービス費自己負担金額の数字は、サービスごとの1日(回)分の単位数(☆印は1月分)です。1単位の単価は10.17円となります。 特例的な対応として、令和3年9月30日までの間、下記の基本サービス費の単位数に0.1%上乗せされます。 下記のその他の施設利用料金は、利用時にご負担いただく金額です。(単位:円)

						通所リハビリテーション
内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
	732	790	852	910	974	1時間以上2時間未満の利用
	760	872	988	1,102	1,216	2時間以上3時間未満の利用
	966	1,122	1,276	1,476	1,672	3時間以上4時間未満の利用
基本サービス費(通常規模)	1,098	1,274	1,450	1,676	1,900	4時間以上5時間未満の利用
	1,236	1,466	1,692	1,960	2,224	5時間以上6時間未満の利用
	1,420	1,688	1,948	2,258	2,562	6時間以上7時間未満の利用
	1,514	1,794	2,078	2,412	2,738	7時間以上8時間未満の利用
延長加算		*	- 枠に記	載		8時間以上の利用の場合(1時間ごとに100単位)
理学療法士等体制強化加算			60			常勤専従の理学療法士または作業療法士を2名以上配置している場合 対象:(1時間~2時間未満の利用の方)
入浴介助加算(I)			80			適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供した場合
入浴介助加算(Ⅱ)			120			適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供し、医師等が居宅を訪問し利用者さんの動作および浴室環境を評価し、理学療法士または作業療法・ が入浴計画を作成し、計画に基づき入浴介助を提供した場合
	***************************************	1	,120	☆		医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提 を行い利用者さんの居宅を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ			480 ≴	τ		医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提を行い利用者さんの居宅を訪問した場合(6月超)
_		1	,186	☆		医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提を行い利用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ			546 ☆	7		医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提 を行い利用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月超)
_		1	,660	☆		医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い 用者さんの居宅お訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ				☆		村名で小の店士でお回じに帰る「ロカメド) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い 用者さんの居宅を訪問した場合(6月超)
		1	,726	☆		
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ		1	,086	☆		「服命の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月超)
短期集中個別リハビリテーション実施加算			220		***************************************	退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを提供した場合
重度療養管理加算			200			要介護3・4・5の利用者さんで、厚生労働大臣が定める状態の方の場合
中重度者ケア体制加算			40			 看護職員を1名以上配置し、前年度の利用者さんの総数のうち、要介護度3以上の利用者さんの占める割合が30%以上であった場合
科学的介護推進体制加算			80 ☆			利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
送迎減算			-94			 事業所が送迎を行っていない場合(片道につき1回)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			36			介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(I)		4.7%				 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外
介護職員等特定処遇改善加算(I)		2.0%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外
要支援1			4,106	ĵὶ	護予	防通所リハビリテーション(月額) 要支援1の方の基本サービス費
要支援2			7,998			要支援2の方の基本サービス費
			-40		***************************************	要支援1の場合
利用開始日の属する月から12月超			-80			要支援2の場合
運動器機能向上加算			450			多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合
事業所評価加算			240			厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合
科学的介護推進体制加算			80			利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
			144		***************************************	(要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			288			(要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(I)			4.7%			基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外
介護職員等特定処遇改善加算(I)			2.0%		***************************************	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外
ハルカッス・リッたべたは火日が井(1)			2.0/0			
						et o bloode 20 miles A
1						その他の施設利用料金
	1		80			
朝おやつ代						経管栄養の利用者さんは、1食600
朝おやつ代昼食費			600			
						経管栄養の利用者さんは、1食600 事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合
昼食費			600			
昼食費屋おやつ代			600 110			
昼食費 昼おやつ代 夕食費		-	600 110 600	載		事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合
昼食費 昼おやつ代 夕食費 教養娯楽費		4	600 110 600 100	載		事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合 事業所で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合
昼食費 昼おやつ代 夕食費 教養娯楽費 おむつ代		Ź	600 110 600 100 5枠に記	載		事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合 事業所で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合 ①小パット30 ②大パット35 ③特大パット50 ④テープ付140 ⑤リハビリパンツ160(処分費を含みます)

医療法人社団昴会 介護老人保健施設リスタあすなろ

通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション利用料金表(3割負担)

下記の介護サービス費自己負担金額の数字は、サービスごとの1日(回)分の単位数(☆印は1月分)です。1単位の単価は10.17円となります。 特例的な対応として、令和3年9月30日までの間、下記の基本サービス費の単位数に0.1%上乗せされます。 下記のその他の施設利用料金は、利用時にご負担いただく金額です。(単位:円)

						通所リハビリテーション
内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
	1,098	1,185	1,278	1,365	1,461	1時間以上2時間未満の利用
	1,140	1,308	1,482	1,653	1,824	2時間以上3時間未満の利用
	1,449	1,683	1,914	2,214	2,508	3時間以上4時間未満の利用
基本サービス費(通常規模)	1,647	1,911	2,175	2,514	2,850	4時間以上5時間未満の利用
	1,854	2,199	2,538	2,940	3,336	5時間以上6時間未満の利用
	2,130	2,532	2,922	3,387	3,843	
	2,271	2,691	3,117	3,618	4,107	7時間以上8時間未満の利用
延長加算		<u></u>	枠に記	 載		8時間以上の利用の場合(1時間ごとに150単位)
理学療法士等体制強化加算			90			 常勤専従の理学療法士または作業療法士を2名以上配置している場合 対象:(1時間~2時間未満の利用の方)
入浴介助加算(I)			120			適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供した場合
入浴介助加算(Ⅱ)		180				適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供し、医師等が居宅を訪問し利用者さんの動作および浴室環境を評価し、理学療法士または作業療法が入浴計画を作成し、計画に基づき入浴介助を提供した場合
	*********************	1	,680	*		を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提を行い利用者さんの居宅を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ			720 ☆			医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提 を行い利用者さんの居宅を訪問した場合(6月超)
		1	,779 7	\		医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提を行い利用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ			819 ☆			に対いが所名でのの店できか前に、ソハビソアークヨン計画等の情報を序生の動名に近山に情報を活かている場合に対象が対象を開催し、介護支援専門員への情報提を行い利用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働名に提出し情報を活用している場合(6月超)
		2	,490	 ☆		と同じている。
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ				☆		内省と小の店もどの回じに乗る「ひ月以内) 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い 用者さんの居宅を訪問した場合(6月超)
				` \		用者さんの店を宅的同じに場合「8月20 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い 用者さんの民宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(8月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ		1	,629	\		内省と7000/日でと3010にパンドングアンター31回号の11号をデエスの両当に32日に11号を26のことでの場合で2月30円1 医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、大捷支援専門員への情報提供を行い 用者さんの居宅を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月超)
短期集中個別リハビリテーション実施加算			330			退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを提供した場合
重度療養管理加算			300			要介護3・4・5の利用者さんで、厚生労働大臣が定める状態の方の場合
中重度者ケア体制加算			60			 看護職員を1名以上配置し、前年度の利用者さんの総数のうち、要介護度3以上の利用者さんの占める割合が30%以上であった場合
科学的介護推進体制加算			120 ☆			 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
送迎減算			-141			事業所が送迎を行っていない場合(片道につき1回)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			54			介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(I)		4.7%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象外
介護職員等特定処遇改善加算(I)		2.0%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象外
要支援1			6 159	介	·護予	防通所リハビリテーション(月額)
要支援2			6,159			要支援2の方の基本サービス費
XXIX ²	4		11 007			女又版200月の至平り こ八頁
利用開始日の属する月から12月超			11,997	***************************************	******************	更支坪10個合
WEST DE IN AL			-60	*************		要支援1の場合
			-60 -120			要支援2の場合
運動器機能向上加算			-60 -120 675			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合
事業所評価加算			-60 -120 675 360			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合
			-60 -120 675 360 120			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
事業所評価加算			-60 -120 675 360 120 216			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II)			-60 -120 675 360 120 216 432			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I)			-60 -120 675 360 120 216 432 4.7%			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II)			-60 -120 675 360 120 216 432			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I)			-60 -120 675 360 120 216 432 4.7%			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I)			-60 -120 675 360 120 216 432 4.7%			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I)			-60 -120 675 360 120 216 432 4.7% 2.0%			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が その他の施設利用料金
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 朝おやつ代			-60 -120 675 360 120 216 432 4.7% 2.0%			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象を
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 朝おやつ代 昼食費			-60 -120 675 360 120 216 432 4.7% 2.0%			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象: 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象: その他の施設利用料金
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 朝おやつ代 昼食費			-60 -120 675 360 120 216 432 4.7% 2.0%			要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が その他の施設利用料金
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 朝おやつ代 昼食費 昼おやつ代 夕食費		#	-60 -120 675 360 120 216 432 4.7% 2.0%	ŧŧ		要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加速を表現で表現で表現で表現で表現で表現である。
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 朝おやつ代 昼食費 星おやつ代 夕食費 教養娯楽費		#	-60 -120 675 360 120 216 432 4.7% 2.0% 80 600 110 600 100	載		要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が その他の施設利用料金 経管栄養の利用者さんは、1食600 事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合
事業所評価加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算(II) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 朝おやつ代 昼食費 昼おやつ代 夕食費 教養娯楽費 おむつ代		±	-60 -120 675 360 120 216 432 4.7% 2.0% 80 600 110 600 100	載		要支援2の場合 多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別的にリハビリテーションを提供した場合 厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合 利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合 (要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 (要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象が基本サービス費に再加算減算を加速を表現である。 基本サービス費に再加算減算を加速を表現である。 基本サービス費に各種加算減算を加算減算を加速を表現である。 基本サービス費に各種加算減算を加速を表現である。 基本サービス費に各種加算減算を加速を表現である。 基本サービス費に各種加算減算を加速を表現である。 基本サービス費に対象の3割(支給限度基準額の対象が基本を表現である。 基本サービス費に表現である。 基本サービス費に表現である。 基本サービス費に表現である。 基本サービス費に表現である。 基本サービス費に表現である。 基本サービス費に表現である。 基本サービスプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ